

まえがき

ラテンアメリカ諸国は、80年代を通じて政治民主化への転換期を迎え、大きな政治的、社会的変動に見舞われた。こうした中で一つの注目されるべきことは、政治、社会の変動過程における憲法の役割が新たためて見直されつつあることであろう。

ここに紹介するブラジル連邦共和国憲法もその一つである。このブラジル憲法は、発展途上地域に属する同国の政治・社会の安定化に有効に対処しうる国家の法体制のあり方を模索している点で有意義であるばかりか、ラテンアメリカ諸国の憲法現象の今後の進展を探る上からも重要な意味を有しているといえる。

また、この憲法は、同国の歴史社会の進展に密接に対応した現代ブラジル社会の諸問題を投影しており、それゆえこうした歴史的・社会的要因に規定された同国憲法の現代的特性を理解することは極めて重要と考えられる。そこで、発展途上国の比較憲法の研究における一つの素材を提供するため、本書を本シリーズの一つとして刊行する次第である。なお、本書の作成は、中南米総合研究の平成元年度「80年代のラテンアメリカの政治社会変動」研究会（主査・吉田秀穂）の成果の一部にもとづいている。

最後に、翻訳草稿のとりまとめにおいて、憲法テキストの関連資料を提供し、また多くの助言を下された Kazuo Watanabe 氏（元サンパウロ州高等裁判所判事，サンパウロ大学法学部教授），Ives Gandra da Silva Martins 氏（サンパウロ弁護士協会会長，マッケンジー大学法学部教授），吉田秀穂氏，中川和彦教授（成城大学法学部）に深く感謝の意を表したい。

1991年3月

編訳者